

令和2年度 安全装置等（側方視野確認支援装置・呼気吹込み式アルコールインターロック装置・IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）導入促進助成について（全日本トラック協会）

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置を導入したものとする。
令和2年4月1日～令和3年2月末日
令和2年9月末日（R2.7.16全ト協改訂）
3. 助成対象装置 次に掲げる別紙記載の装置で、装着にあたって、道路運送車両の保安基準に抵触しないもの。
※別紙、助成対象機器一覧を参照。
 - (1) 側方視野確認支援装置
※車両総重量7.5t以上の事業用トラックの左側に側方カメラの装着に限る
 - (2) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
 - (3) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
※安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）の導入に限る令和2年12月25日
4. 申請受付期間 令和2年6月1日～令和3年3月5日必着
(全てA4サイズで作成) ※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
 - (1) 令和2年度安全装置等導入促進助成実績報告書
 - (2) 装着車両一覧表[※]
 - (3) 装置装着証明書[※]
 - (4) 装置単価の記載がある請求書のコピー
※リースの場合は装置単価の記載がある見積書のコピー
 - (5) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー
※リースの場合は、リース契約書のコピー（登録番号又は車台番号が記載されていない場合は、借受証又は物件受領書等のコピーも併せて添付）
 - (6) 装着車両の車検証のコピー[※]
 - (7) Gマーク認定書のコピー
※携帯型アルコール検知器の場合に添付
6. 助成金額 対象装置の取得価格（消費税を除く）の1/2として上限2万円
※但し、国からの補助金が交付された装置に対しては交付しない。
7. その他 側方視野確認支援装置の申請の場合に、必要に応じて、当該装置を導入したことが確認できる写真（左側方カメラを装着したことが判別できること）の提出を求める場合があります。